

#### 4 推進体制

本推進方針に基づく施策の実施にあたっては、それぞれの施策を効率的かつ効果的に展開するため、関連部署が連携し、円滑な実施に向けた推進体制及び支援体制の構築が必要となります。

そのため、推進・実施主体間が情報共有を図りながら、施策の評価・見直しや課題解決に向けた検討を行う場としての**検討機能**や、多様な課題や新たな県民ニーズに対応するため、様々な角度から調査・研究等により課題解決に向けた提言を行うシンクタンク等の**支援機能**の整備により、推進体制の構築を図ります。

#### 5 施策の着実な実施に向けて

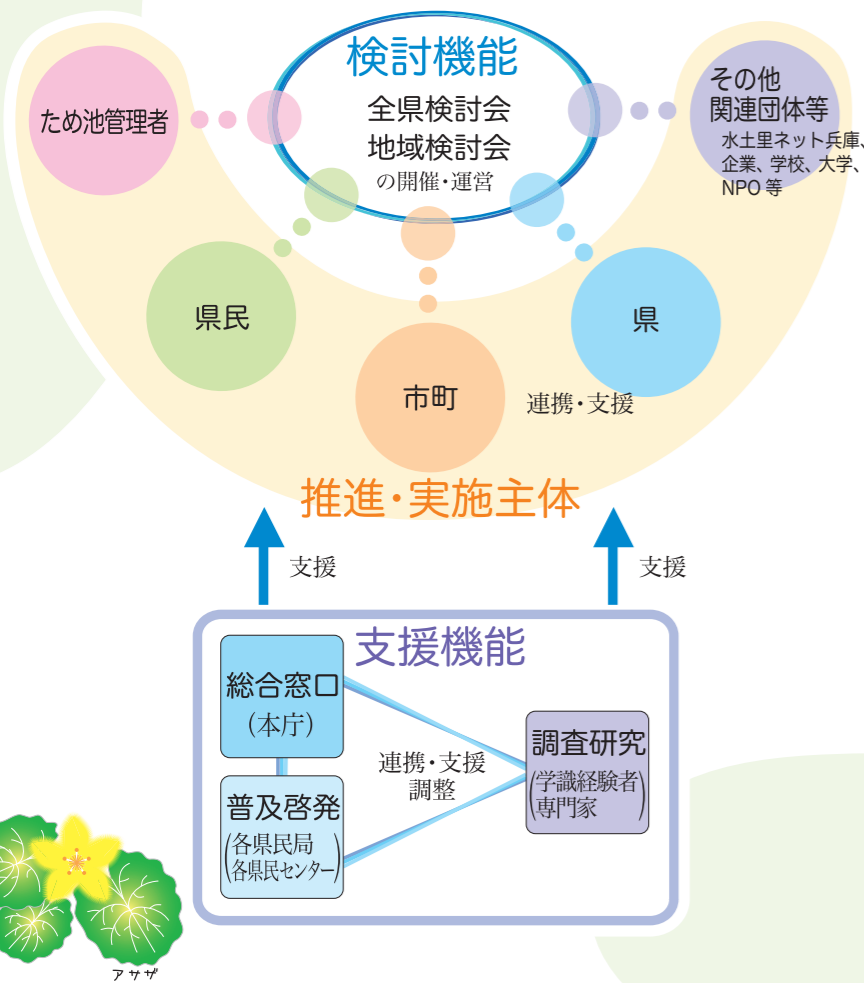
各施策の実施にあたっては、施策間や実施主体間の連携を図るとともに、PDCA サイクルによる定期的なチェック・見直しを行いながら、平成 32 年度までの 5 年間で第 1 推進期間として重点的に施策を展開します。

また、多様な主体の参画を得て、施策の展開状況や達成度を検証し、その検証結果に基づき、効果的な施策の展開に向けての工夫や見直しを図ることとします。



# 兵庫県ため池の保全等に関する 推進方針 概要版

～ため池保全県民運動の展開に向けて～



#### 推進・実施主体の主な役割

- ため池管理者**
  - ① 適正な管理の実施
  - ② 多面的機能のさらなる発揮に向けた取組
  - ③ 次世代への継承に向けた取組
- 県民**
  - ① 適正な管理への参加・協力
  - ② 多面的機能のさらなる発揮に向けた活動への参加・協力
  - ③ 次世代への継承に向けた参加・協力
- 市町**
  - ① 市町の基本的な考え方や方策の明確化
  - ② 課題解決に向けた施策の立案と施策の展開、普及啓発
  - ③ 住民に身近な行政として多様な主体との連携による取組の調整
  - ④ ため池管理者に対する指導、支援
  - ⑤ 地域や地域団体に対する支援(体制整備等)
- 県**
  - ① 本推進方針に基づく施策の展開、普及啓発
  - ② 広域行政として多様な主体との連携による取組の支援
  - ③ 市町等に対する技術支援・指導・情報提供
  - ④ コーディネーターとしての機能の発揮
  - ⑤ 全県検討会及び地域検討会の設置
  - ⑥ 調査研究、普及啓発等を担う支援機能の整備



兵庫県ため池の保全等に関する推進方針(概要版)  
平成 28 年 3 月 発行

お問い合わせ

兵庫県農政環境部農林水産局農村環境室  
〒650-8567  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
TEL 078-341-7711(内線 4018)

# 1 概要

## (1) 背景 — ため池の保全等に関する条例の制定

平成 26 年度、近年のため池等を取り巻く状況を踏まえ、64 年ぶりに「ため池の保全に関する条例」の見直しを行いました。その際に、県民の共通する認識のもと、地域の貴重な財産であるため池等が次の世代へ引き継がれるよう、下図のように、ため池等のめざす姿を明確にしました。その実現に向けて、適正な管理の徹底により、農業用水の安定的な供給及び決壊等による災害の未然防止を図るとともに、ため池等有する多面的機能の発揮の促進に必要な事項について定めた「**ため池の保全等に関する条例**」を平成 27 年 3 月に制定しました。

## (2) 目的 — ため池のめざす姿を実現するために

「ため池の保全等に関する条例」に基づき、ため池等の適正な管理と多面的機能の発揮の促進に向けた取組を県民一人ひとりがそれぞれの立場で実践していくことを「**ため池保全県民運動**」として展開しています。本推進方針は、この運動を全県で展開するにあたって、基本的な施策の方向性や項目を示すことにより、総合的かつ効果的に推進し、ため池等のめざす姿を実現していきます。

みんなの  
ため池を  
守って  
いこうよ！



# 2 基本方針 — 「まもる」「いかす」「つなぐ」

## ため池等のめざす姿

～次の世代へ引き継がれるように～

- ①農業用水源施設として、十分な能力を有するため池及び疏水
- ②適正な管理により、災害のおそれのない安全なため池及び疏水
- ③多面的機能が十分に発揮されているため池及び疏水

### 基本方針 「まもる」 — 適正な管理

#### 「まもる」の推進方策

- (1) 管理者意識の向上と施設点検の定着
- (2) 緊急に対策を講じるべきため池等の整備
- (3) 減災対策の推進
- (4) 管理体制の維持・強化

### 基本方針 「いかす」 — 多面的機能の発揮の促進

#### 「いかす」の推進方策

- (5) 多面的機能の理解の促進
- (6) 地域防災機能の向上
- (7) 地域の環境保全と景観形成
- (8) 地域の元気づくり

### 基本方針 「つなぐ」 — 次世代への継承

#### 「つなぐ」の推進方策

- (9) 歴史や文化等の記録・伝承
- (10) 広報活動の推進
- (11) 次世代を担う人と組織づくりの推進

ため池は  
みんなのもの！



# 3 推進方策

## 「まもる」 — 適正な管理

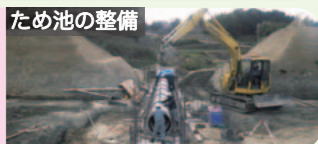


農業用水の安定供給と決壊等の災害を未然に防止するため、管理者による適正な管理の徹底と管理体制の維持・構築を図るとともに、水害対策や耐震対策などのため池整備を計画的かつ重点的に進めます。あわせて、ハザードマップ作成等の減災対策を推進します。

(1) 管理者意識の向上と施設点検の定着



(2) 緊急に対策を講じるべきため池等の整備



(3) 減災対策の推進



(4) 管理体制の維持・強化



## 「いかす」 — 多面的機能の発揮の促進



ため池管理者や県民が、ため池等の有する多面的機能の発揮に理解を深めるとともに、そのさらなる発揮に向け、防災機能の向上や環境保全、地域の元気づくりなど、多様な主体との協働や自主的な取組となるように推進します。

(5) 多面的機能の理解の促進



(6) 地域防災機能の向上



(7) 地域の環境保全と景観形成



(8) 地域の元気づくり



## 「つなぐ」 — 次世代への継承



ため池等を貴重な地域資源として次世代に継承していくため、それらに関する情報の収集、保存、発信に努めるとともに、次世代を担う人材の育成や組織づくりを推進します。

(9) 歴史や文化等の記録・伝承



(10) 広報活動の推進



(11) 次世代を担う人と組織づくり

